○厚生労働省告示第百二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表Ⅱ区分０５７⑴①に次のように加える。

ｴ　特殊型（Ⅲ）　153,000円

別表Ⅱ区分０５７⑴に次のように加える。

⑧　ライナー（Ⅵ）　60,300円

⑨　ライナー（Ⅶ）　79,200円

別表Ⅱ区分０６０⑴を次のように改める。

⑴　一般スクリュー（生体用合金Ⅰ）

①　標準型　6,440円

②　特殊型　6,920円

別表Ⅱ区分１１２⑺を次のように改める。

⑺　トリプルチャンバ（Ⅰ型）

①　標準型　1,510,000円

②　極性可変型　1,570,000円

別表Ⅱ区分１２９⑶に次のように加える。

③　軸流型　18,100,000円

別表Ⅱ区分１３３に次のように加える。

⑰　下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル　172,000円

⑱　血管塞栓用プラグ　126,000円

別表Ⅱ区分１５０を次のように改める。

150　ヒト自家移植組織

⑴　自家培養表皮　306,000円

⑵　自家培養軟骨　2,080,000円

別表Ⅱに次のように加える。

176　子宮用止血バルーンカテーテル　17,900円

177　心房中隔穿刺針　51,700円

○厚生労働省告示第百三号

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第百二十六号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う関係告示の整備等に関する告示を次のように定め、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

厚生労働大臣　田村　憲久

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う関係告示の整備等に関する告示

第一　児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第１の１の㈠中「指定児童発達支援」の下に「又は基準該当児童発達支援」を加え、同１の注１中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改め、同１の注６のニ中「指定児童発達支援」の下に「又は基準該当児童発達支援事業所（」の下に「指定通所基準第54条の６及び第54条の７の規定による基準該当児童発達支援事業所を除く。」を加え、同１の注６のホの㈢中「以上」の下に「の場合」を加え、同第１の２の注中「基準該当児童発達支援事業所（」の下に「指定通所基準第54条の６及び第54条の７の規定による基準該当児童発達支援事業所を除く。」を加え、「の規定又は別に厚生労働大臣が定める施設基準」や「又は第54条の２の規定」に改め、同第１の13の注中「指定児童発達支援事業所等」を「指定児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所」に改める。

別表第２の８の注中「指定医療型児童発達事業所」を「指定医療型児童発達支援事業所」に改める。

別表第３の１の㈠中「指定放課後等デイサービス」の下に「又は基準該当放課後等デイサービス」を加え、第１のロの⑵の㈢中「以上」の下に「の場合」を加え、同１の注７の㈠中「指定放課後等デイサービス」の下に「又は基準該当放課後等デイサービス」を加え、同第３の２のロの注中「基準該当放課後等デイサービス事業所（」の下に「指定通所基準第71条の４において準用する同令第54条の６及び第54条の７の規定による基準該当放課後等デイサービス事業所を除く。」を加え、「の規定又は別に厚生労働大臣が定める施設基準」を「又は第71条の２の規定」に改め、同第３の11の注中「指定放課後等デイサービス事業所等」を「指定放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所」に改める。

第二　厚生労働大臣が定める施設基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百六十九号）の一部を次のように改正する。

第１号イ中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第２号ロを次のように改める。

ロ　通所給付費等単位数表第１の１のニを算定すべき基準　該当児童発達支援事業所（指定通所基準第五十四条の二第１項に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）の施設基準

指定通所基準第五十四条の二から第五十四条の五までの規定による基準に適合する基準　該当児童発達支援事業所又は第五十四条の六若しくは第五十四条の七の規定による基準該当児童発達支援事業所（以下「みなし基準該当児童発達支援事業所」という。）であること。

第３号中「及び第１の２の注」を削り、「前号ロ⑴に掲げる基準を満たしている基準該当児童発達支援事業所（同ロ⑵又は⑶に該当する基準該当児童発達支援事業所」を「基準該当児童発達支援事業所（みなし基準該当児童発達支援事業所」に改める。

第５号イ中「第三十七条」の下に「（同令第五十四条の五において準用する場合を含む。）」を加える。

第八号ロを次のように改める。

ロ　通所給付費等単位数表第３の１のイを算定すべき基準　該当放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第七十一条の二に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）の施設基準

指定通所基準第七十一条の二及び第七十一条の三の規定による基準に適合する基準　該当放課後等デイサービス事業所又は指定通所基準第七十一条の四において準用する指定通所基準第五十四条の六若しくは第五十四条の七の規定による基準該当放課後等デイサービス事業所（以下「みなし基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）であること。

第九号中ニをホとし、イからハまでをロからニまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ　嘱託医　一以上

第十号中「及び第３の２の注」を削り、「第八号ロ⑴掲げる基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業所（同ロ⑵又は⑶に該当する基準該当放課後等デイサービス事業所」を「基準該当放課後等デイサービス事業所（みなし基準該当放課後等デイサービス事業所」に改める。